

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 関根 敏伸

1 日時

平成 22 年 10 月 6 日（水曜日）

午前 10 時 1 分開会、午後 2 時 40 分散会

（休憩 午前 10 時 55 分～午前 11 時 7 分、午前 11 時 57 分～午後 1 時 0 分、午後 2 時 10 分～午後 2 時 11 分、午後 2 時 15 分～午後 2 時 23 分）

2 場所

第 1 委員会室

3 出席委員

関根敏伸委員長、木村幸弘副委員長、渡辺幸貫委員、五日市王委員、高橋昌造委員、小野共委員、千葉伝委員、☆ 下正信委員、飯澤匡委員、阿部富雄委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

藤原担当書記、米内担当書記、藤澤併任書記、八重樫併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 秘書広報室

廣田秘書広報室長、木村首席調査監、小山調査監、川口広聴広報課総括課長、菅原報道監

(2) 総務部

菅野総務部長、小原総務部副部長兼総務室長、高橋総務室入札課長、八矢予算調製課総括課長、紺野法務学事課総括課長、清水法務学事課私学・情報公開課長、菅野法務学事課行政情報化推進課長、八重樫税務課総括課長、吉田管財課総括課長、小山総合防災室長、小野寺総合防災室防災消防課長、平総務事務センター所長

(3) 政策地域部

加藤政策地域部長、工藤政策地域部副部長兼政策推進室長、佐々木政策地域部副部長兼地域振興室長、大平政策監、南政策推進室評価課長、阿部調整監、千葉政策推進室分権推進課長、佐々木市町村課総括課長、浅田調査統計課総括課長、西村国体推進課総括課長、小倉国体推進課施設課長、佐藤NPO・文化国際課総括課長、鈴木地域振興室県北沿岸・定住交流課長、野中地域振興室交通課長

(4) 出納局

古内会計管理者兼出納局長、浅沼出納局出納指導監兼管理課長

(5) 議会事務局

水野議会事務局次長、伊藤議会事務局総務課総括課長

(6) 人事委員会事務局

熊田事務局長、及川職員課総括課長

(7) 警察本部

森本警務部長、千田生活安全部長、小野寺警務部参事官兼警務課長、
川村警務部参事官兼会計課長、佐藤交通部参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第 1 号 平成 22 年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）

イ 議案第 30 号 岩手県公会堂の指定管理者を指定することに関し議決を求めること
について

ウ 議案第 15 号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条
例の一部を改正する条例

エ 議案第 16 号 岩手県県税条例の一部を改正する条例

オ 議案第 23 号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一
部を改正する条例

カ 議案第 24 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

(2) 発議案の審査

ア 発議案第 1 号 みんなで取り組む防災活動促進条例

9 議事の内容

○関根敏伸委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により審査
を行います。

なお、審査の都合を考慮し、あらかじめ一部、議案番号順と異なる日程とさせていただい
ておりますので、御了承をお願いいたします。

初めに、議案の審査を行います。議案第 1 号平成 22 年度岩手県一般会計補正予算（第 3
号）中第 1 条第 1 項、同条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第 1 款議会費、
第 2 款総務費、第 9 款警察費及び第 12 款公債費、第 2 条第 2 表債務負担行為補正中 1 追加
中 1 及び 2、第 3 条地方債の補正及び議案第 30 号岩手県公会堂の指定管理者を指定するこ
とに関し議決を求めることについては関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八矢予算調製課総括課長 議案第1号平成22年度岩手県一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。議案（その1）の1ページをお開き願います。

今回の補正は、国庫補助事業等の確定により公共事業費が大幅に減少する見込みの中、当初予算で計上した県全体の公共事業の規模を維持するため、県民の安全・安心の確保を図る事業について、県単独の公共事業を追加するなど、所要の補正を行うものであり、まず第1条の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,325万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,993億9,811万5,000円とするものであります。

第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及びこの区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから6ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては第2表債務負担行為補正のとおり、また第3条地方債の補正につきましては第3表地方債補正のとおりでありますので、順次御説明を申し上げます。

では、まず7ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正のうち、追加におきましては、地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務など7件につきまして追加を行うものでございます。この中で当委員会所管にかかるものは、1地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務及び2指定管理者による公会堂管理運営業務であります。

まず、1地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務についてであります。これは、いわゆる北東北みらい債につきまして、地方財政法第5条の7の規定に基づき3県の連帯債務とするため、債務負担行為を追加しようとするものであります。

次に、2指定管理者による公会堂管理運営業務についてであります。岩手県公会堂の現指定管理者による管理が本年10月末をもって終了することに伴いまして、平成22年11月から平成26年3月までの3年5カ月間、新たな指定管理者による管理を行わせようとするものでございます。具体的内容につきましては、後ほど議案第30号の岩手県公会堂の指定管理者の指定の審議の際に御説明があります。

次の8ページ、2の変更につきましては、当委員会所管にかかるものはございません。

次に、9ページをお開き願います。第3表地方債補正のうち、1追加につきましては、草地対策など2件を追加しようとするものであり、10ページの2変更は、土地改良事業など10件について、その起債の限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明申し上げます。7款分担金及び負担金についてでございますが、今回の補正予算で、公共事業につきましては、主に国土交通省分が大幅に減ということでございますが、農林水産部関係土地改良事業などは、国庫の追加内示によりまして増ということになってございまして、この7款分担金及び負担金につきましても、1項分担金につきましては、土地改良関係の補正でありまして、補正額は1億5,851万8,000円の増額でござ

います。

次の4ページ、同じく7款のうち2項負担金は、こちらも土地改良関係などの補正でございまして、補正額の合計は1億9,180万9,000円の増額でございまして、7款分担金及び負担金全体では3億5,032万7,000円の増額でございます。

次に5ページ、8款使用料及び手数料1項使用料についてであります。1目総務使用料、5目農林水産業使用料及び7目土木使用料の補正でございまして、補正額の合計は5万8,000円の増額となっております。

次に6ページをお開き願います。9款国庫支出金のうち1項国庫負担金についてであります。精神障がい者入院等措置による2目衛生費負担金の増、災害関連緊急砂防事業の実施による4目土木費負担金増などでございまして、補正額の合計は3億7,802万6,000円の増額となっております。

次に7ページ、2項国庫補助金につきましては、それぞれ各国庫補助事業費の確定に伴う整理を行うものでございまして、1目総務費補助金から11ページの10目災害復旧費補助金まで、補正額の合計はそのページの計欄でございまして、3億840万6,000円の減額でございまして。

次に12ページ、3項委託金につきましては、統計調査関係などの補正でございまして、合計で4,066万円の減額となっており、9款国庫支出金全体では2,896万円の増額となるものでございます。

次に13ページ、10款財産収入、2項財産売払収入につきましては、立ち木の売却によるものでございまして、補正額は166万4,000円の増額、次の14ページ、11款寄附金につきましては983万2,000円の増額となっております。

15ページにまいりまして、12款繰入金のうち、1項特別会計繰入金は、流域下水道事業関係の補正で6万4,000円の増額、次の16ページ、2項基金繰入金につきましては、国の交付金を活用して造成した基金などからの繰り入れ、年度が違ってありますので、順次事業が固まったものから実施するための財源に充てるための繰り入れでございまして、4億7,962万8,000円の増額であり、12款繰入金の補正額の合計は4億7,969万2,000円の増額となるものでございます。

17ページ、13款繰越金につきましては、前年度からの繰越金の一部を充てようとするものでございまして、3億7,487万1,000円を増額計上するものでございます。

次に18ページ、14款諸収入のうち、5項受託事業収入につきましては農林水産業関係などの補正でございまして、3億3,244万8,000円の減額であり、次の19ページ、8項雑入は、政務調査費の返還金などによる補正でございまして、1,929万5,000円の増額であり、14款諸収入全体では3億1,315万3,000円の減額であります。

次に20ページでございまして、15款県債につきましては、4目農林水産業債から21ページの6目警察債まで、補正額の合計は6億3,900万円の減額でございまして。

以上、御説明したとおり、今回の補正にかかる歳入総額は2億9,325万1,000円の増額

となつてございます。

次に 22 ページをお開き願います。当委員会所管の歳出につきまして御説明を申し上げます。

まず議会費でございます。1 款議会費、1 項議会費につきましては、1 目議会費では、県議会議員補欠選挙にかかる人件費等の増額補正でございます。2 目の事務局費を合わせまして、補正額の合計は 1,744 万 1,000 円の増額でございます。

23 ページ、2 款総務費でございます。1 項総務管理費につきましては、1 目一般管理費は県の事務処理システムの改修に要する経費、2 目人事管理費につきましては、議員費用弁償返還請求訴訟の遂行に要する経費でございます。1 項総務管理費の補正額の合計は 528 万 9,000 円の増額となっております。

続きまして、24 ページでございます。2 項企画費につきましては、1 目企画総務費では、今回の新たな副知事の任用に伴う人件費の増等、2 目計画調査費は、執行見込み等を踏まえた整理でございます。補正額の合計は 1,103 万 4,000 円の増額となっております。

次に 25 ページ、3 項徴税费 2 目賦課徴収費につきましては、個人県民税徴収取扱費交付金の増等に要する経費でございます。補正額は 1,097 万 9,000 円の増額となっております。

続きまして、26 ページでございます。4 項地域振興費につきましては、1 目地域振興総務費は、携帯電話の不感地域の解消を図るため、無線通信用施設及び設備を設置する市町村に対し補助を行うための経費など、4 目国際交流推進費は、今後の執行見込みを踏まえた節間補正でございます。補正額の合計は 1 億 6,209 万 4,000 円の増額でございます。

27 ページ、6 項防災費、1 目防災総務費につきましては、地域防災力強化プロジェクト事業費の増でございます。補正額の合計は 302 万 8,000 円の増額となっております。

次に 28 ページ、7 項統計調査費につきましては、国庫委託金の減額等に伴うものでありまして、補正額の合計は 1,352 万 3,000 円の減額でございます。

以上、2 款総務費の補正総額は 1 億 7,890 万 1,000 円の増額でございます。

次に、少し飛んでいただきまして、68 ページをお開き願います。9 款警察費、1 項警察管理費につきましては、2 目警察本部費は、訴訟の遂行に要する経費などでございます。3 目装備費につきましては、国庫補助の確定に伴う財源補正でございます。補正額の合計は 162 万 7,000 円の増額となっております。

69 ページ、2 項警察活動費につきましては、2 目刑事警察費におきまして、岩手医科大学における法医解剖施設整備に対する補助を行うものでございます。3 目交通指導取締費は、交通安全施設整備費の増等でございます。補正額の合計は 3,658 万 6,000 円の増額でございます。

次に 76 ページをお開き願います。12 款公債費、1 項公債費につきましては、北東北みらい債の共同発行にかかる事務費 735 万円の増額であります。

次に、1 ページ飛びまして、78 ページをお開き願います。これは、債務負担行為で翌年

度以降にわたるものについての支出予定額等に関する調書についてでございますが、1の追加について、当委員会所管にかかるものは、表の上段の地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務と指定管理者による公会堂管理運営業務でございますが、この内容は、先ほど御説明したとおりでございます。

80 ページの2の変更に関しましては、当委員会所管にかかるものはございません。

次に82 ページをお開き願います。これは、県債の現在高の見込みに関する調書でございます。事業区分ごとの内容についての説明は省略させていただき、次の83 ページの上から4番目の計欄を御覧いただきたいと思っております。数字の入っている列の左から5列目、補正前の平成22年度末現在高見込み額は1兆4,726億7,258万1,000円でございますが、今回の補正にかかるものに前年度からの調整分を加味いたしました、差し引き18億5,000万円を減額いたしますと、補正後の平成22年度末現在高見込み額、これは一番右の欄になりますけれども、1兆4,708億6,758万1,000円となるものでございます。

なお、その下の表は、満期一括償還地方債の元金償還に充てるための県債管理基金への積立金と、その積立金分を調整した後の実質的な県債の見込み額をあわせてお示ししているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○小原総務部副部長兼総務室長 私から、議案第30号岩手県公会堂の指定管理者を指定することに関する議案につきまして、御説明申し上げます。議案(その2)の50ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております岩手県公会堂の指定管理者を指定することに関する議案の概要について、御説明をさせていただきます。

提案の趣旨でございますけれども、岩手県公会堂の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

指定管理者候補者でございますが、特定非営利活動法人いわてエヌピーオーフォーラム二十一、指定期間は平成22年11月1日から平成26年3月31日までの3年5カ月であります。

この選定の経過でございますが、県で定めておりますガイドラインに基づきまして、有識者やまちづくりアドバイザーなど、お手元の資料に記載しております外部委員4名で構成いたします岩手県公会堂指定管理者選定委員会を設置いたしまして選定手続を行ったところでございます。

その選考の方法でございますが、応募団体が多数であったことから、2段階で審査を実施したところでございます。

まず、一次審査として書類審査を行いまして、提案内容がすぐれていた上位5団体を選定いたしまして、当該5団体に対しましてプレゼンテーション審査を公開の場で行ったところであります。

この審査に当たりましては、公の施設にかかる指定管理者の指定の手続等に関する条例に定める基準、具体的には、資料に記載しております県民の平等利用の確保、設置目的の効

果的・効率的な達成、適正かつ確実に実施する能力などにつきまして、国の有形登録文化財であります公会堂の歴史的、文化的価値を理解し生かす提案であるか。また、今現在の指定管理者におきます課題等を踏まえまして、法令順守等の体制がしっかりできているかなどの審査を行ったところでございます。

その結果でございますが、400点満点中293点と最高点を取得いたしました特定非営利活動法人いわてエヌピーオーフォーラム二十一を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○渡辺幸貫委員 県債についてであります。例えば北東北みらい債。大きな流れとして、大変地方銀行は今株価も半減していますし、非常に収支が大変苦勞している。貸し出し先もなかなかうまく適切などころが見つからないということで、地方銀行の足腰も強くしないと、県民の経済活動も思うに任せないという部分もあるのだと思うのです。そういう意味で、県債のあり方、そして発行状況、北東北みらい債も含めて、そういう考え方についてどう思うか、地方銀行と独自の発行との考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○八矢予算調製課総括課長 北東北3県で共同発行しているものにつきましては、一緒に発行はしておりますけれども、それぞれ各県の持ち分というものが決まっております。岩手県の持ち分については岩手県内で所管すると。基本的には岩手銀行なり岩手県内の金融機関で動かすということになっておりますので、県内経済への影響ということでは、県が単独で発行する県債と3県で連携して発行する県債とそんなに違いはないのかなと思っております。

県内経済、地方銀行との関係でいいますと、今、株価の状況がかなり下がっておりますので、株式市場よりは債券市場で何とか回収しようという投資家さんが多いですので、債券自体の引き受けはニーズがないわけではないということで、県は資金調達面では余り心配がないというところでございますけれども、本県の借金をする、県債を発行するときの引き受け手は、かなりの部分が地元銀行でございまして、地元銀行の体力といたしましても余り県が借金をして、その分金融機関として引き受けてしまうと、本来金融機関が地域の企業なり事業所に貸し出す分を県に貸し出してしまおうということで、民間に流れるべきお金を県が吸収してしまっているという影響もありますことから、そういった意味からも県債の発行規模はできるだけ小さいほうが望ましいのではないかと思っておりますが、今の財政運営上はかなり県債に頼らざるを得ない状況というのが苦しいところでございまして、あとは資金調達の多様化を図る観点からも、地元地銀だけではなく、一定部分について都銀だとかメガバンクからの調達なども開始しているという状況でございます。

○阿部富雄委員 まず補正予算の関係ですけれども、7月の集中豪雨では岩手町で大きな災害が発生いたしましたけれども、その被害額、土木被害額の需要の予測被害額はどのような状況になっているのか。

そして、本来であれば災害復旧で対応されるものと思いますけれども、この補正予算には載っていないのですが、当初の災害復旧費を計上している中で対応したために今回の補正には載らないという、こういうことなのでしょう。

○八矢予算調製課総括課長 梅雨の時期の豪雨災害、さまざまございましたけれども、公共土木施設の関係で申しますと、被害額につきましては、特に岩手町では11億円程度ございまして、県内合計で24億円程度の被害が発生してございます。これに対する災害復旧でございまして、基本的には予算の中での対応ということでございまして、当初予算におきまして、過去5年間の平均の見込みで災害復旧事業費を計上してございまして、これまで本県では、チリ地震津波に関する災害復旧は別途、当初の補正をすぐに行わせていただきまして、それ以降、復旧に要する大きな経費が必要となるものがなかったということでございまして、当初予算で計上している範囲内で対応は可能ということでございまして、特別にこの分の災害復旧費の増額ということは行っておりません。

河川、道路とも既往予算におきまして、河川等災害復旧事業費等において対応しているものでございます。

なお、9月補正の中で、災害復旧ではなく、2次災害の防止のために災害関連緊急砂防事業だとか単独事業を、普通の公共事業分の中に災害防止のための費用を若干計上しているという部分がございます。

○阿部富雄委員 公共土木災害については11億円というのはわかりましたが、農地、農業用施設の関係についてはどの程度の被害があったのでしょうか。実は、このことでちょっとお聞きしたかったのですが、その部分はどうなのでしょう。

○八矢予算調製課総括課長 農林業関係でございまして、岩手町でございますと、農林業関係で合計14億7,400万円程度が被害額、県内合計で見ますと18億6,000万円程度の被害が発生しているところでございます。

これに対する予算的な考えにつきましても、基本的には既往予算の中で対応、増額しなくても対応ができるという状況でございます。

○阿部富雄委員 わかりました。当初で計上していた災害復旧費の中で対応するというものですからいいのですが、たまたまこのことが目に見えなかったものですから、どういう形で質問していいのかなというふうに思ったのですが、問題は激甚災害に指定されたというふうに聞いているわけです。そうしますと、農地等の復旧については、国庫補助のかさ上げが適用になる。その国庫補助の対象は1カ所40万円以上の被害ということになりますね。通常であれば、補助率が83%ぐらいから10%ぐらい上がって92%ぐらいになる。これはこれでいいのです。それで軽減されるということになるのですが、問題は補助対象にならない災害があるわけですね。市町村単独でやる13万円から40万円の範囲については、これも元利償還が基準財政需要額に組み入れられるということですから、これはいいと思うのですが、問題はそれ以下の、13万円以下の災害についてはそれぞれの所有者が負担をする、ということになるわけですね。単純に見ても激甚災害で指定された上積みの分の負担

と、それから13万円以下の補助なしの負担では大きな差が出てくるわけですよ。これらについては何か県では新たに対応をされたのでしょうか。

○八矢予算調製課総括課長 特に予算的な対応は行っておりません。所管部局からは、共済等と連携してきめ細かく対応していくということで聞いてございますが、予算でその分、別途新たな補助制度の措置は行ってございません。

○阿部富雄委員 共済で対応できるというのは農作物だと思うのですね。被害があって、農地等の、あるいは農業用施設等の復旧については共済の対象にはならないのですよね。そこはきちっと分けて考えていただきたいと思いますが、2年前に岩手・宮城内陸地震が発生した際に農地、農業用施設等の復旧については、補助対象とならない13万円以下の事業についても補助するという、こういう制度をつくったのですよね。覚えているのでしょうか。

○八矢予算調製課総括課長 岩手・宮城内陸地震の関係では、全県的な影響の大きさ等を考えてそういった制度が創設されたと理解しております。

○阿部富雄委員 そこで、私たちもこの現場を見てきましたけれども、農地という農地がほとんど山合いで、川が流れていて、その川の両側に農地が張りついているという状況で、ほとんどの農地が被害を受けているという、こういう状況ですよね。そうすると、補助対象になる復旧についてはいいにしても、13万円以下の個々の所有者が負担する工事というのは非常に大きいのではないかなというふうに思っているわけです。ですから、きょう、どうのこうのということではなくて、関係する農業サイドのほうがどのような判断するかはわかりませんが、過去にそういう事例があるわけですから、今のようないきなり農業情勢を取り巻く中で、農地、農業用施設を復旧するというのは大変だというふうに思うのですが、それらについては今後、検討されるという考え方はあるのでしょうか。

○八矢予算調製課総括課長 岩手町の災害については、かなり局地的なものでしたけれども、災害の程度としてはかなりひどい災害だと所管部局からも聞いてございまして、農林業あるいは住民の方の生活がしっかりできるように県側としてもいろいろお聞きしながら、所管部局と話していきたいというふうに思っております。

○阿部富雄委員 ぜひそのように検討していただいて対応していただければというふうに思います。

次に、携帯電話の普及関係でありますけれども、昨日の議案に対する質疑の中で大体理解はしました。そこで、問題は99%まで携帯電話エリア内人口割合は高まったということですが、これは市町村が携帯電話エリアの解消を要望してきた地域について考えたわけですね。それ以外にも、これに漏れる地域というのがあると思うのですけれども、これらについての対応だとか考え方というのはどのようになされるのでしょうか。

それから、携帯電話エリア内人口は99%まで上がった。これは大変素晴らしいことですが、ただ全国的に見ると、まだ最下位のほうなのです。問題は、人口が張りついているところではそうなるかもしれませんが、観光地だとかそういうところでは、まだ携帯電話が使えないという、こういう苦情を観光客等から聞く機会があるのですけれども、

そういうところの地域にはどのように対応されていこうとされているのかをお尋ねいたします。

○佐々木政策地域部副部長兼地域振興室長 まず、携帯電話の不感地域の解消については、1つは、現時点では各市町村の要望を基本にしているということで、必ずしも固定されたものではなくて、それぞれの地域で調べて、ここはつながらなかったの、さらにまたふえるというふうな実態で、変動する状況にはございます。ただ、一定の地域の中で現在、184地域やって残りが31地域というふうな形でやっているのですが、1つは本来、事業者のほうで採算性がとれて積極的に進出してサービスとして不感地域の解消に努めていただけるのが一番望ましいわけですけれども、なかなか、集落の戸数等が少なく、業者のほうでは積極的に進まないというふうなことで、市町村の要望に応じて、できるだけ国の補助事業を導入して解消していきたいということで、今回の補正も、特に花巻市の早池峰の近くについては、国定公園の地域、観光地の近くでもあり、防災上もぜひ必要だということ、あるいは岩泉町においては一たん基地局をつくってつながると思ったけれどもつながらなかったというふうな観点から、新たに補正にしたものであります。今後の対策につきましては、原則的には市町村のほうから地域の要望ということで、観光地についても八幡平市等からもさまざま要望がございまして、それらも踏まえて、やはり市町村でこういう観光地域、人はいないけれども、こういう道路沿いにぜひつくりたいと要望のあるものについては国庫補助事業をぜひ導入して、1戸当たりの金額でいくと単純に1戸当たり80万円とか90万円という莫大な行政投資が必要になりますので、その辺を勘案しながら、県のかさ上げも今やっているわけですけれども、財政当局と検討し、国の補助事業を導入しながら、市町村の意見を踏まえて総合的に整備してまいりたいということでございます。

○阿部富雄委員 現状の取り組み方はそうだとことはわかりますが、先ほどお話し申し上げましたように、事業主体は本来であれば電気通信業者ということになるのですが、それだけでは、採算性のとれないところには入ってこない。したがって、行政が支援をする形で整備してきている、そういうのが現状だというのはわかりますけれども、ただ市町村が事業主体になっているから、市町村が手を挙げない限り、要望してこない限り残される地域というのは現実にあるわけですから、そこはきちっととらえていただきたいと思えますし、それから観光地、特に最近は山のトレッキングなんかもやっていますから、これなんか見ると、携帯電話が安全面でもいろいろな効果を発揮しているところがあるわけですね。ですから、こうした観光地等については、県が事業主体になることを考えてもいいのではないかなというふうに思うのです、市町村に任せるということではなくてですね。それらについても検討して対応する、そういう時期になったのではないかな。99%まで人口比率でいえば整備されたということですから、そういう抜けている部分をやるには県がやるということも必要だと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○佐々木政策地域部副部長兼地域振興室長 確かに残りのところについてはもうわずかに特定されてまいりました。それで、例えば今、花巻で残された未整備地域についてやってい

るのですが、電送路について、例えば市町村のほうで負担すれば、基地局については事業者が入ってもいいよというふうな折衝段階に来ているところもございます。やはり個別具体的に、地域によっては住んでいる世帯が永住しないとか、さまざまな要件がございますので、今住んでいるからそこに何十万円、何百万円投資しても、その先、その地域で全く人が住まなくなるようなところに現在投資しているのかという市町村の判断もございますし、我々もそういうところに一方的に投資するのはいかがかなという感じもございますので、あくまでもケース・バイ・ケースに応じて事業者の負担分、市町村の負担分、そういうふうなものを勘案しながら進めてまいりたいということ。

それから、観光地等につきましては、例えば岩手山なんかで遭難した場合に、どうかということ、衛星携帯電話というものもございます。そういうものは防災の必要上、県でも46台配備してございまして、ただ1台当たり二、三十万円というふうなことで機器が非常に高額になってございますが、そういうふうなものを観光地の拠点、拠点に設置するというふうなことも考え方としては取り入れられると思います。

県が設置主体になってはどうかということについては、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○阿部富雄委員 わかりました。ただ、その衛星を使った携帯も可能だということですが、一般的に余り普及はしていないのですよね。行政側として、災害対策用に、今のお話しですと配置をすることも必要だというふうな言い方だと思いますので。それと観光地での普通の携帯電話の普及というのは別の話だと思いますので、そこは分けて対応していただきたいというふうに思います。

最後にお聞きしますが、県公会堂の指定管理者についてでありますけれども、まず、前回いわてNPOセンターが途中で指定管理業務を辞退したいという、そういうふうな申し出を受けて出されてきた議案でありますけれども、基本的に県公会堂の指定管理者にかかわる事故だとか、あるいは不慮の災害等によって指定管理を継続できなくなった、こういった場合にはどのように対応されるのですか。

○小原総務部副部長兼総務室長 公の施設で指定管理制度をとっている場合におきまして、指定管理者が管理を継続できなくなったといったような場合につきましては、基本的には新たな指定管理者を選定することとはなりますが、しかしながら、その間、一定の期間が必要となります。その場合は、県民の利便性等を考慮して県が直営で行うこととなろうかというふうに一般的には考えられます。

○阿部富雄委員 一般的には県が直営でやる、それは一般的にですね。ただ、先ほどお話がありましたように辞退される、あるいは継続ができなくなったところから時間があるわけですよ。ですから、一般的ということではなくて、県がやりますということではなぜ言い切れないのですか。

○小原総務部副部長兼総務室長 公の施設で管理委託しているものはさまざまございます。いわゆる県が直営で行う場合、その距離なり、体制なり、期間なり、一般的にと申しました

のは、いわゆるさまざまな施設がございますので、すべてこれは総務部所管というものでもありませんのでそういう表現をさせていただきましたけれども、原則的には、施設を閉鎖しない限りは、これはもう県が直営で行うこととなりますので、原則的に県が直営で行うということに変更させていただきます。

○阿部富雄委員 わかりました。これ以上は言いませんけれども、ただ前回のこのNPOの不祥事の際に、この前、副部長は、補正予算等を組むまで時間がかかるとかといって、継続して指定管理者がやってきた業務を県ができないのだと、こういうふうな言い方をしていましたが、私は、それではそんな指定管理者制度はやめたほうがいいと、そんなことは我々議会とすれば受け入れられるものではないと思っているのです。指定管理者が事業継続ができなくなった場合には、直ちに県がその事業を継続して行うというのが原則ですよ。これは県の仕事、事務ですよ。それを指定管理者にやったからいいのだと、そういう無責任なことではだめだと。ぜひそこはきちっとわきまえて対応していただきたいと思います。

そこで、今回の公会堂の指定管理者についてであります。1つは、2段階で選定したというふうに先ほどの説明でありました。なぜ2段階で選定する必要があるのでしょうか。わざわざ外部の指定管理者選定委員会というものを設置しておいて、そして県が書類で審査をして5団体を選定委員会に出すと。こういうことでは、まさにやってもいいという、そういうところの門戸を閉ざすといえますか、そういうことになるのではないのでしょうか、いかがですか。

○小原総務部副部長兼総務室長 この応募団体につきましては、実際に何社が応募してくるかというのはわからない状況にございました。したがって、第1回の選定委員会でこれを審査いたしまして、応募者があまり多数の場合については、県のほうで書類審査で上位5団体に絞ることとしたいということで、選定委員会で意思決定を行いまして、それにつきましては、応募団体に対する募集要項にもその旨、明記いたしまして、応募者多数の場合は上位5団体についてプレゼンテーションを行うといったようなことで事務を進めさせていただきます。

○阿部富雄委員 それはおかしいのではないですか。参入したいという機会均等を県の意思で抹殺するということではないですか。少なくとも選定委員会ですから、希望する団体があれば、選定委員会の中ですべて審査して、その中で最良のものを選ぶというのが一般的な選考のあり方ではないですか。

○小原総務部副部長兼総務室長 書類審査では5団体を選んだわけですが、それにつきましても、第2回の選定委員会の中でこの選定経過を申し上げまして、これこれこういう理由でもってこの上位5団体が優れておったと。ほかの4団体については、選定委員会にも御説明したということでございます。

それと、あとは応募者が今回は9団体でございましたけれども、効率的な審査等の面から、一定程度のものについてプレゼンテーションを行うということが許されるのではないかと、いうふうに思っております。

○阿部富雄委員 選定委員会から了解をもらったからいいのだと、そういう考え方はおかしいのではないですか。県が選んだ5団体を選定委員会に出して、その中で選んでもらった。それであれば、5団体の中から一つ選んでもいいのではないですか。それと同じことになりませんか。

○小原総務部副部長兼総務室長 この5団体がプレゼンテーションを行うということは、これは委員会でお決めいただいたものでございまして、いずれ県側が一方的に5団体に絞って、それでプレゼンテーションを行ったというものではございません。

○阿部富雄委員 私は、ですから選定委員会がおかしいと言っているのですよ。県もおかしいけれども、五つに絞ったということもおかしいけれども、選定委員会がそんなことを了承する、そのこと自体だっておかしいのじゃないの。何のための選定委員会ですか。すべて県的意思によって、これからすべてのものがそういうふうには、これはだめ、これはだめと選別されるということでしょう。そういう弊害、恣意的なものを防ぐために選定委員会というものをつくったのではないですか。

○小原総務部副部長兼総務室長 委員御指摘のとおり、あくまでも選定に当たっては、透明性を図るという観点から外部の選定委員会を設置して行ったということでございます。ただそれが、今回は9団体ということではございましたけれども、この応募してきた団体すべてプレゼンテーションによる審査を行うかどうかといったようなことに関しましては、この選定委員会等の判断というのは一つの意向というふうに考えてございます。

○阿部富雄委員 私はそういう選定委員会、選定委員であれば委嘱する意味がない、そんな選定委員会は解散して県が独自で選定すべきだ、こう思いますよ。県民がこうやりたいということを門前で審査も何もしないでだめだということがありますか。そんな選定委員会があるの。おかしいのじゃないの。これ以上はお話はしませんけれども、そういう選定委員を変えるべきだ。そんなことを決める、そのこと自体がおかしいですよ。

それから、選定結果は得点で選んだように見えるわけですが、400点満点で293点のものを選んだというふうに見えるわけですね。今後ともこういう選定をやるということなのですか。

○小原総務部副部長兼総務室長 今後の選定方法でございますけれども、これはいわゆる選定基準というものが条例等で定められているところでございます。それにつきまして、配点、審査項目、審査内容、これによって配点、得点をつけて、今回、いわてエヌピーオーフォーラム二十一が最高の得点を獲得した。

この方法でございますけれども、今回新たにいわゆる大まかな審査基準というものが条例で定められておりますけれども、その中でどういった審査項目を設けるかといったようなことにつきましては、その施設の特異性なり、あるいはまた、今回現在の管理者の不祥事を受けまして、新たに審査項目として法令順守の体制とかがとられているかといったような項目を設けてございます。しかしながら、基本としては、最高得点を取得したものが候補者になるというふうを考えてございます。

○阿部富雄委員 結論から言うと、審査項目を設けて、それぞれの項目ごとに配点をして、最高の点をとった者が選定されると、このような認識でいいわけですか。

○小原総務部副部長兼総務室長 これは、一つはこの選定委員会が最高点を出したという形で、これは選定委員会での意向と。今度は、最終的に候補者を決めるのは、これは岩手県でございます。岩手県としては、例えば最高得点はしたのだけれども、実は新たな事情が明らかになったとか、あるいはこういったような不正行為が明らかになった、そういった特殊事情がない限り、推薦されたものを県が候補者として出すということでございます。

○関根敏伸委員長 委員の皆様申し上げます。他の委員の発言の機会を確保するために、発言はまとめて、かつ簡潔にされるようお願いいたします。

○阿部富雄委員 最後にしますけれども、何かだんだん聞いていくと、選定の理由というのがわけわからなくなってくる。あえてここに点数を出したということは、選定委員会が点数で決めたということでしょう。そういうことなのですかということを私は聞いているのですよ。

○小原総務部副部長兼総務室長 点数で決定したものでございます。

○阿部富雄委員 わかりました。

○千葉伝委員 阿部委員と重なるところがあるのですが、決め方の話が今、出ました。選考の仕方という部分ではいろいろな決め方をした上で進める、これはほかでもある話だと思います。ただ、私もちょっと感じたのは、1次審査をやって2次審査にかかる。1次審査の分は県が審査したと。そして、2次審査に五つをその選考委員に上げてやったと。ここの分で、さっき言った恣意的なことだつてなきにしもあらず。もちろん点数だとかいろいろなやり方があったかもしれませんが、そうだったら最初から選定委員のほうに、1次審査で五つに絞ってください。そして、その五つから改めてまた再度プレゼンテーションをして決めるとか、そういったやり方もあったのではないかなというような、私はそういう感じがしました。

それはそれとして、私、少し委員長にお願いしたいことがあるのですが、この今回の選定されたところのNPO法人いわてエヌピーオーフォーラム二十一、ここの役員の構成の分が私の手元に全くないもので、きのう、本会議で県に関係する人が何人いるとかという話をちょっと聞いて、ちょっと調べるすべがなかったものですから、委員長にお願いしたいのは、この法人の役員の構成と、それから県に関係する人がその中に何人いるのか、そういった辺りをちょっと聞いた上で質疑をさせていただきたい。よろしく願いいたします。

○関根敏伸委員長 ただいま、千葉伝委員からいわてエヌピーオーフォーラム二十一に関しての資料の要望がございました。暫時休憩をいたします。

(休憩)

(再開)

○関根敏伸委員長 再開いたします。

千葉伝委員からのいわてエヌピーオーフォーラム二十一についての資料の要求につつま

して、執行部から提出がありましたので、ただいまから事務局に配付させます。お目通しを願います。

(資料配付)

○千葉伝委員 委員長の御配慮ありがとうございました。なぜということになりますが、いずれ、先ほどの阿部委員の質疑の中でも、今回の新たな指定管理に当たっては、前回の不祥事の後ということで、私ども議会、あるいは県民も注視している部分もあると思います。そういったことから、より慎重に選定を進めるべきものだろうと、このように思うところから、ちょっとだけ質問させていただきます。

きのうの本会議の場面の話に戻りますが、今いただいた、今回選定されたいわてエヌピーオーフォーラム二十一の法人の役員名簿を拝見いたしました。監事を入れれば14人でしょうか。理事は12人ということで、そのうち現職の方が5人、それからOBはこれ1人いますよね。ということは、県の関係者からすればOB1人の現職5人ということで6人と、こういうことで、理事12人中6人が県の関係者、こういうことが言えるのではないかと思います。

きのうの質疑でもあったと思うのですが、こういった役員構成のところには県が指定管理者として決めて運営させていくということについては、いろいろな考え方があると思いますが、果たしてそういった構成のところにお金を出して運営するということは、私は少しは疑問を感じているわけであります。

お聞きしたいのは、ほかにこういった指定管理者の中で、県に関係する人が半分を占めるようなところにも指定管理団体としてお願いしているところがあるのでしょうか。

○小原総務部副部長兼総務室長 現在、岩手県が指定管理を行っている団体で、県職員が役員になっている団体になってという趣旨かと思いますが、まず団体になっているものにつきましては三つの施設がございます。一つはいわてリハビリテーションセンター、ここには役員は2名、これは千葉保健福祉部長と田村医療局長の2名でございます。

○千葉伝委員 何人中。

○小原総務部副部長兼総務室長 済みません、ちょっと全体人数は押さえてございません。

次に、ふれあいランドいわての施設につきまして、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会が管理を受託してございまして、指定管理者として指定されております。これには千葉保健福祉部長が理事として役員に入っております。

同じく岩手県立療育センター、いわて子どもの森、これも岩手県社会福祉事業団が指定管理者になっておりまして、千葉保健福祉部長が理事になっております。

済みません、役員の総人数については、今、手元に資料がございません。

○千葉伝委員 ありがとうございました。ほかの指定管理者には県の関係は1ないし2名ということの今のお話です。そういったことからすれば、確かに県の関係者の構成する率はわからないのですけれども、ちょっとこの指定管理者、いわてエヌピーオーフォーラム二十一というのが、先ほども申し上げたとおり、半分が県の関係する人が役員をやっている、

こういうことになるわけであります。先ほど不祥事後ということ、私も、議会の中はもちろんです、県民にこの指定管理者というものを決めた選定の、さっきは方法論でありましたけれども、内容、どういうところが管理者になったかと、こういうことはしっかりと理解する中身にしていかないと問題がまた出てくることもあるのではないかと、こういう思いでお聞きしました。

この後、まだほかにもあるようでありますので、プレゼンも公開の場で決めたということのお話ですよ。だから、審査の過程において、このあたりは特に問題とかということはないかなったのでしょうか。

○小原総務部副部長兼総務室長 当該法人が現役の県職員が役員になっているということは各選定委員も承知しておりましたが、これは問題とはされませんでした。選定委員会の場では、こういったような状況は把握しつつ、これを問題視はされなかったところでございます。

○飯澤匡委員 では、私も議案第30号の岩手県公会堂の指定管理者を指定することについて質問をいたします。なるべくまとめて聞きますので、よろしくお願いします。

私は、阿部委員からも御指摘がありましたように、やはり不祥事でもって、例のいわてNPOセンターが指定管理者の役目を果たせなくなったということは、やはり県としても重く受けとめながら、今回の指定管理者の選定に当たるべきだというふうに思っております。したがって、先ほど議論がありましたように今回の選定に当たっては、より透明性、そしてまた県がNPOの今後の育成に当たっても、どのような観点でこのことを図ったかということも、県民はしっかりとその過程も見据えているというふうに私は存じます。

そこでまず、いわてエヌピーオーフォーラム二十一について聞きますけれども、その不祥事を受けた後、調べてみますと、いわてエヌピーオーフォーラム二十一というところは、今日まで団体の目的として、いわゆる県内におけるNPOの活動を多面的に支援するというところに重きを置いてやっているわけでございます。活動の内容を見ますと、予算的にも大体毎年100万円前後の予算の中で、活動もそれなりに一生懸命やっているなという印象でありました。

しかし、今回のその不祥事を受けて、ことしの4月から、大体100万円前後のその予算の範囲内でやっていたのですが、調べますと、政策地域部、それから環境政策部、合わせて四つの県との協働事業を受けるようになっていると。これを合わせると大体1,000万円強になるんですね。1,075万円と聞いていましたが、要するに、例のいわてNPOセンターが抜けて受け皿がなくなったということもあるかと思えますけれども、ちょっと急激な、要するに活発な活動の展開に方針転換をしたのではないかなという印象を受けます。この件について県はどのような所感を持っていますでしょうか、お伺いします。

先ほど、県の関係者がOBを含めて5人ないし6人いると。県民の目から見ると、要は、県が発注者と委託者の間で、きちっとした相互監視ができるかどうかということだろうと思うんですね。この点について、本当に100%できるというふうに言い切れるのでしょうか

ね、普通目で見ても。その点についての御見解と、どのような判断をしてそういう議論の経過があったのか、もう一度詳しく説明をしていただきたい。

○加藤政策地域部長　いわてエヌピーオーフォーラム二十一の今年度の県の事業が拡大したということにつきまして、私のほうから答弁させていただきます。

今回不祥事を受けとめての対応というふうなことで、NPOに出します委託事業に当たりましては、これまでの不祥事を教訓といたしまして、いろいろ発注担当部局ごとにそれぞれ選定に当たった、その結果、事業が集中し、実際十分な履行体制が確保できないような状況に至ったというのが一つ反省点。

それから、もう一つ、法令順守が徹底できないような団体に事業なりを委託していたというふうなことが大きな問題点であったかと思えます。

これにつきまして、今般、いわてエヌピーオーフォーラム二十一も含め、委託事業を行うに当たりましては、公募手続をとりまして、その中で今の法令順守、あるいは県のほかの事業に対する応募、あるいは受託状況等の資料も調書としていただきまして、そういうふうな中で、実際履行がきちとなされるのか、また法令順守の体制は大丈夫なのかどうかというふうなことも審査させていただきました。

その結果、それぞれの事業におきましてきちと履行できるであろう、法令順守もなされるであろうというふうな判断をいたしまして、またその他のそれぞれの事業の目的、趣旨に照らしまして、いろいろな考慮要素、審査項目等ございますが、その審査等を経まして、他の団体に比べてすぐれた執行、履行が期待できるというふうなことから選定させていただきました、事業を委託させていただいたということでございます。

○菅野総務部長　公会堂に関してでございますが、私のほうからお答えをさせていただきます。

一つは、やはり選定のプロセスがどうだったのか、それからもう一つは選定後に当たって、この団体に対して県として適切な指導監督ができるのかという二つの問題だろうと思っております。

まず、選定のプロセスにつきましては、先ほども御説明申し上げましたとおり、御指摘がありました、その２段階審査方式がよかったのかどうかといいますのはちょっと検討課題にさせていただきたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、事前に公募して、しかも各外部委員に御審査をいただいて、その結果に基づいて私どものほうで選定させていただいたところでございまして、それを審査内容によらない事項によって県のほうで選定の相手方を変えるということは、逆にそれは問題なのかなと思っております、そこは外部委員の御意見を踏まえ、粛々と選定をさせていただいた。このプロセス自体は、私といたしましては正当ではなかったかなと考えてございます。

それから、もし議決をちょうだいいたしますれば、当該団体と契約を締結いたしまして、今後、公の施設の管理を行わしめるわけでございますが、私どもは公の施設の設置者でございますので、当然契約に基づきまして良好な、県民の方々にとって最もベストな形で公の施

設を使っただけが必要でございますので、当該法人につきまして、どのような体制で、定められた方法によっているのかということは厳正に監督してまいりたいと考えておりました、先ほどの阿部委員からの御指摘等も踏まえまして、万々が一不適當、不適切なものがあれば、それについて必要な是正措置を行う等、管理者としての責めを果たしていきたいと考えておりました、その辺については、私どもとしては十分になし得るものと考えてございます。

○飯澤匡委員 だからそこなのですよ。県民の目から見て、この間の不祥事を受けて、要は、県の職員が入っていると。監視をするのは発注者の県ですから、そこであなた方と同じ仕事をしてやっている方々が、県でいえば本当にシンボリックな公会堂というところですよ、県民の関心も高い。そこでしっかりと監視ができるのかどうかということですよ。第三者の委員会をつくって、あなた方もその判断を受けてやった、これはいいでしょう。では、最終的には発注者としての県が決定すると。先ほどの答弁にありましたよね。その部分についてお答えがなかったのですが、それは最も大事な点だと思うのです。県がきちっとした判断、監視機能が発揮できるのかどうか、県民にこたえられるね。それもこの間の不祥事を受けてということですよ。ここが一番大事なところですよ。その点についてももう一度お答え願いたいと思います。

○菅野総務部長 私ども、公の施設の設置者といたしまして、まず委員会の選定過程につきましては、先ほど申し上げましたとおり、外部委員会の審査結果を踏まえまして、それを適当なものであるとして県としても同様の判断を行ったところでございます。

今後の指導監督につきましては、私どもとして公の施設の設置者としての責務を十分果たしてまいりたいと思っております、特に、その役員に県職員がいる、いないにかかわらず、私どもとしてその責めを十分果たしていけるものと考えております。

○飯澤匡委員 そのいわてエヌピーオーフォーラム二十一に県職員がいるかどうかは問題ではなくて、要は監視体制が県民の目から明らかになるかどうかということなのですよ。今も明確な答えが出てこなかったですね。

そして、きょういただいた資料でも、選定委員会は1点差ですよ。非常に微妙な差で決定されて、県もそれを尊重された。それで、細かく私がいただいた資料によりますと4項目あります。私が指摘をしたいのは、指定申請法人、要するにコンペに参加した5団体ですよ。求むべく当該公の施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること、この点については2番目の292点とった方が断トツなのですよ。1番目を含む4者、A B C Dとも、これは2番目の292点とったところよりも高くつけている人は一人もいないということなのですね。

例の不祥事を受けて、一番大事なところはここなのではないかと思うのですよ。岩手県民にとって、適正かつ、公の施設の管理を適正かつ確実に実施する能力。県はこの点数についていかなる評価と選定についてどのような意見といたしますか、基準をもって判断をしたのか。私は、具体的に106点、121点、この15点の差は非常に大きいと思いますけれども、

いかがですか。これ、どのように客観的に判断したのですか。

○小原総務部副部長兼総務室長 ただいまお話しいただきましたその評価でございますが、主に差がついた部分は、受託した各法人の経営基盤と事業の実績という点で、NPO団体としての経営基盤というのは他に比べますと若干弱いという点がございまして、この観点が低め。

またもう一つ、業務に関するいわゆる実績が、指定管理を受けた経験がないということから、今回の得点が低くなっている。

しかしながら、一方、今回の候補者の提案内容、今委員からお話のあった項目からしますと二つ目の設置の目的の効果的かつ効率的に達成できるかどうか、この観点につきましては、提案されるイベントが、公会堂を生かした形で、例えば近代建築物勉強会、建築まちなみ探訪、さらには自主事業として、伝統芸能フォーラム、伝統教室、こういったような公会堂を生かした事業提案をしてきている。

またさらに、いわゆる実績が弱いという点をフォローする意味で、各分野の専門家メンバーで構成します公会堂活用研究室、さらには前回の不祥事を受けまして第三者評価機関であります公会堂運営評価委員会、さらには監査につきましても、毎月の公会堂の監査役による監査以外に、年に1回は本部の別な監査役がまた監査を行う、こういったような体制が評価され、最終的にはこのような点数になったものでございまして、県としてもこれは妥当なものというふうに認識してございます。

○飯澤匡委員 そろそろまとめますけれども、私は、この間のいわてNPOセンターの不祥事を受けた今回の選定過程においても、きっちりとしたNPOの育成、要するに、これからは役所だけではなくて、さまざまな民間との協働であるとか、共助であるとかそういうことを県は育成していく立場にあるでしょう。そういう意味では、果たしてガバナンスがこの選定過程にきっちりとあらわれてきたかどうか。先ほどの答弁によっても、県の職員が入っているということに対する監視体制について明確な答弁がなかったと、私はそういうふうに思います。

私は、このいわてエヌピーオーフォーラム二十一についてとやかく言うつもりはありません。要は、問いたいのは、県としてのNPO育成に対する、そしてまた、そういうガバナンスに対して問いたいというふうに思います。今までの答弁を聞いていると、すっとんと落ちないですよ、申しわけないですけども。

それから、このいわてエヌピーオーフォーラム二十一は、先ほど申しあげましたように、この団体の概要をホームページで見ますと、私は大変すばらしいと思う。県の職員が入って、まさにこれからNPOを育成する趣旨に照らして、民間団体であるNPO相互のネットワーク化を促進しながら、そして育成をしていくのだと。どんどんやってもらいたいと思いますよ。

要するに、ここはいわてエヌピーオーフォーラム二十一の立場とすれば、私は、もっともっと岩手県のNPOを育成する、少し指導的な立場の中であって、だからこそこの県の幹部

職員が入ってやっていただくと。県のほうも、そこを重点的に重く見てやっていただくということが正当論ではないですか。

したがって、先ほど答弁の中でも明らかにならなかったということになると、県民から、何で現場の指定管理者までこういう団体が入ってやる必要があるのかどうか。確かに選考過程では点数が上だったからそれでいい。ところが、私は目的が違うと思うのですよ、県の立場とすれば、決定する立場とすれば。そこにきちっとしたNPOを育成するというガバナンスが働いたかどうか。今の答弁では全然出てこなかったですね、残念ながら。私は、そこが非常に残念なのですよ。

きのうの斉藤信議員の質疑の中でも、岩手県職員がNPOに参加するかどうか。私は、知事はとんちんかんな答弁をしたと思いますよ。岩手県の職員憲章に照らしてやるべきだ。それは大いに歓迎すべきである。それはそれでいい。それはそれで正しいけれども、では、NPO育成のために、県の立場はそうではないですか。そのガバナンスが抜けていないですか。私はそれを問いたい。

不祥事を受けて、県の立場はどのようにやっていくかということをこの選定過程でもその部分をしっかりと明らかにしなければならぬと思うのですよね。完全にこれは後から文句を言われないうための後づけの理由の中で選考委員会をつくって県は点数で評価した。しっかりとこれからも監視をしていきます。落選した団体の人からも、これは僅差で負けたからいろいろなことやっかみも言うかもしれないけれども、ただ客観的に県民の目から、不祥事を受けて、岩手県はNPO育成をどうするのだということも問われていると思うのですよ、私は同時に。そうではないでしょうかね。加藤政策地域部長と、それから菅野総務部長にその所感を聞きたいと思います。

○加藤政策地域部長 不祥事を踏まえましてNPOの育成、あるいはNPOに対する県の対応のあり方につきましては、さまざま教訓が得られたところでございまして、現在、外部有識者の意見、あるいはNPOを育成していく立場にあります中間支援NPOの方々の意見等も踏まえながら、整理に向けて議論をしているところでございます。その中できちっと健全な新しい公共を担うようなNPOが育成されるような対策を打ち出してまいりたいと考えております。

今回のいわてエヌピーオーフォーラム二十一の指定管理者の選定につきましては、指定管理をしっかりと行っていただくと。そのために適当な団体はどうかという中で、しっかりと所管部局のほうで選定基準をつくって対応が図られた。その手続につきましては、公正でオープンな手続であったと思いますし、NPOも当然その対象になったわけですが、NPO育成というふうな観点につきましても、そのNPOがきちっと事業を担えるかというふうな部分につきましても十分判断がなされたのだろうと理解しております。

○菅野総務部長 委員、御指摘のありましたとおり、将来新しい公共を担う主体としてNPOをどう位置づけ、しかも岩手県内でどのように、県としては、若干口幅ったい言い方かもしれませんが、NPOと一緒にその育成に努めていくかということは大きな課題だ

ろうと思っております。

今回は、公の施設の管理者を選定するという、言ってみれば、一つのセクションの中で私どもとして判断せざるを得なかった面がございまして、広く公募をさせていただいて、そこに応募していただいた団体の中から、外部委員会の評価をいただいた上で選定をさせていただきました。そこにNPOの育成という観点が入らなかったのかと。このNPO団体が担うべき役割として、もっとほかにあるのではないかという御指摘の点については、選定過程の中におきましては、あなた方の団体は将来的にこれを担う必要あるのだから、今回は遠慮してくださいと、なかなかそういうシステムにはなり得なかったと。公の施設の管理者をどう選定するかということについて、あらかじめ定めさせていただいた選定基準、配点方式によりまして、恐縮でございますが、客観的に評価をさせていただいて、こういう結果になったということでございます。

ただ、議決をちょうだいいたしまして、当該団体が指定管理者とならせていただきました場合におきましては、当該団体の目的、その中で公の施設の管理を行うということが、どのように団体の育成にとっての役割を果たしていくかということにつきまして、担当部でございます政策地域部ともよく連携しながら設置者、公の施設の管理者としての責務を果たしつつ、先ほど申し上げましたNPO全体のあり方等についても十分意を用いさせていただければと考えております。

○高橋昌造委員 参考までに1点、確認させていただきます。今回のこの県職員が兼務することによって、例えば地方自治法上とか地方公務員法のサービスの根本部分とか、それからNPO関係の諸法令に抵触するようなことはないのか、そのところをひとつ確認しておきたいと。

○菅野総務部長 委員御案内のとおり、私ども公務員につきましては、基本的には勤務時間外の行動については原則は自由ではございますが、一方で全体の奉仕者としての役割から一定の制限が加えられております。これは法律によりまして、御案内のとおりだと思いますが、地方公務員法によりまして、私どもについての行為制限がかぶさっております。こういった中におきましては、特に関連いたしますのは、営利企業等への従事制限という規定がございまして、これは勤務時間外とはいえど、そういった営利企業等の役員に就任する場合には原則的に禁じられ、許可を得た場合にはその制限が解除されるという規定になってございますし、また営利企業のみならず、いかなる場合におきましても、報酬を得て業務を行う場合についても同様の規定になってございます。

当該規定におきましては、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等と同様に、NPOにつきましても、この制限の対象外とされてございまして、制度的には、報酬を受けなければ、任命権者の許可を得ずともそういった役員に就任することは、現行法制下においては何ら支障がないものとされてございます。その他の法令に照らしましても、特段、今回の事由については法令上の問題点は生じていないということで承知いたしております。

○高橋昌造委員 問題ないということでございますが、いずれ、きょうそれぞれの委員の皆

さん方が御心配していろいろ議論をしておるわけでございますが、この県公会堂の管理運営について、しっかり取り組んでもらいたいと。その皆さんの思い、意を体してしっかり取り組んでいただきたいということ。

そして、先ほどからお話があるとおりの、新しい公共の先取り、それから不祥事を受けて皆さんが注目しているわけですので、その透明化、または情報の共有とか、そういうものにしっかり取り組んで、いずれ新しい公共の中での先導的な役割を果たすことができるように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。答弁は結構でございます。

○菅野総務部長 昨日の一般質問の答弁で申し上げましたところでありますが、やはり今委員からも御指摘がありましたとおりの、より透明性が高く、かつ県民の皆様から信頼される方策としてどのようなものがあるのか。確かに現行法制上の問題点は特段ないところでございますが、さらに契約上の選定プロセス等も含めて、透明化を図る方法がないのかということにつきましてはしっかりと検討させていただきたいと思っておりますし、今後、公の施設、特に公会堂の管理につきましては特段の意を用いさせていただきたいと考えております。

○五日市王委員 先ほど来、いろいろ御議論がありました。私は、前回の教訓を生かしてきちんと透明性は確保してやっていただいたと思っておりますし、逆に、これ以外の方法があるのであればちょっと教えていただきたいという部分もあるのですね。今やどこの自治体も大体こういう形でちゃんとやられているのだと思います。

問題は、さっきの監査、監視体制なのだと思います。この間の不祥事を受けて、契約の段階で、今度はこうしますよと変わっていかねばならないと思うのですね、契約のあり方自体もですね。そこにどういったものを、教訓を生かして、次のこの方々と契約をしていくのか、そこだと思うのです。その具体的な方策というものも考えていらっしゃるのですか。先ほど加藤政策地域部長は、今何か考えているようなお話しでしたけれども、その点お伺いいたします。

○加藤政策地域部長 今後のNPOとの契約、あるいは委託のあり方につきましては、現在関係部局等を含めて調整しております。今年度の事業につきましては、ほぼ整理が終わっているわけでございますが、来年度、またいろいろな事業が出てまいりますと思いますので、それまでに必要な対応、方策につきましてはきちっと確立していきたいと思っております。公会堂の指定管理につきましては、ちょっと所管部のほうで。

○小原総務部副部長兼総務室長 公会堂の管理につきましては、県のいわゆる管理の代行をお願いしたから任せっきりというのではなく、定期的に公会堂に出向きましてその管理の状況、さらには管理だけではなく、当該法人の状況等につきましても所管部局と連携を取りまして適切な管理運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○五日市王委員 それはそのとおりでございます。そういうことではなく、私が言いたいのは、この間の事件の教訓をどうきちんととらえるかだと思うのですね。ああいうことがもう二度と起きないためには、契約のあり方、私もどういうものがあるのかはわかりませんけれ

ども、きちんとうたうべきだと思うのですね。例えばああいうことが起きたらとか、罰則はないのでしょうかけれども、何か起きないための方策を知恵を出してきちんと契約で結んでいくべきだと思うのですね。そうでなければ、はい、監視します、監視しますだけの話だけだと、私は弱いのだと思うのです。そういうことをたぶん皆さんも言いたいのだと思うのですね。

ですから、この間の不祥事を受けまして、今度の契約ではこのように改善をいたしましたというところをきちんと出していかないといけないのだと思うのですけれども、いかがですか。

○小原総務部副部長兼総務室長 今回仮に議決をいただきましたら、その後基本協定、さらに年度協定等、手続に入るところでございますので、今の御意見を踏まえながら、必要な見直し等について、現在は事務的に詰めておるところでございますが、その趣旨に従って対処したいと考えております。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○飯澤匡委員 先ほど、私が質疑の中で明らかにしたように、いずれ選考過程、そしてまた岩手県のNPO育成にかかるそういうガバナンスがこの決定過程において明らかにされなかったということについては非常に残念であるし、私は、このいわてエヌピーオーフォーラム二十一がいいか悪いかという判断の前に、県の姿勢について問題があるというふうに指摘せざるを得ないと。

したがって、この議案第30号について、私は反対をいたします。

○関根敏伸委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 討論がないようでありますので、これをもって討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。お諮りをいたします。まず、議案第1号を採決をいたします。本案は、原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○関根敏伸委員長 起立全員であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第30号を採決いたします。本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○関根敏伸委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 15 号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○小原総務部副部長兼総務室長 議案第 15 号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その 2）の 1 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案要綱により説明をさせていただきます。

まず、第 1 の改正の趣旨についてであります。国の例に準じて、外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員に支給する給与の支給割合を改定する等、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第 2 の条例案の内容についてであります。1 は、外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員に支給する給与の支給割合を改定しようとするものであります。

この派遣職員の給与の支給割合は、国と同じ制度となっておりますが、現行制度におきましては、原則として、給与の 100 分の 70 を支給することとしており、派遣先から支給される報酬が低い場合は 100 分の 100 まで支給できることとされております。

今回、国におきましては、国際機関に派遣されるなど、派遣先の報酬が高額である場合、派遣先から支給される報酬と、派遣元から支給される給与の合計額が外務公務員に支給される給与を上回らないようにするため、給与の支給割合を 100 分の 100 以内と規定し、100 分の 70 未満にもできるように、改正されたところでございます。

地方公務員の派遣職員の給与の取り扱いは国家公務員の給与を基準として条例で定めることとされておりますことから、国と同様に給与の支給割合を 100 分の 100 以内に改正しようとするものであります。

2 は、企業職員又は技能職員等である派遣職員に給与を支給できる場合について定めようとするものであります。これは、一般の派遣職員の規定の改正とあわせて所要の改正をしようとするものであります。

最後に、第 3 の施行期日等についてであります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

また、支給割合の改正に伴います所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋昌造委員 条例の一部改正についてはわかったのですが、今までこの外国の地方公共団体の機関等への派遣の実績、県でどのような実態になっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○小原総務部副部長兼総務室長 現時点でございますけれども、合計 4 名派遣がございます。知事部局におきましては 2 名が JICA、独立行政法人国際協力機構の青年海外協力隊に派遣されておまして、その方々におきましては、派遣先の支給がないことから、県のほうで支給していると。教育委員会におきましては、これは REX プログラムといいまして、

外国教育施設の日本語指導教員の派遣ということで、これは文部科学省が主導となって行っているものでございまして、これに1名。あと警察本部では、やはりJICAに1名、合計4名が派遣されているところでございまして、各地に例年数名程度が派遣されている状況にございます。

○阿部富雄委員 内容はわかりましたが、当該勤務に対して支給される報酬の額が低いという判断ですが、これは人事委員会規則で定められているのですか。低いという判断をどういう形で行うのでしょうか。

それから、派遣職員に対してはこういう報酬のほかにさまざまな手当なども支給されているのではないかなと思うのですけれども、その手当等の支給の実態というのは、どのようになっているのでしょうか。

○小原総務部副部長兼総務室長 まず、報酬額が低い、これは、国の場合でいいますと、総額で外務公務員の給与を上回らない。要は、両方からもらって、それが100%を超える、例えばこちらから70、向こうから50ということで100を超えないという趣旨でございまして、詳細につきましては人事委員会規則で定められるものでございます。

次に、派遣先での諸手当のお話がありましたが、まず一つ、JICAでございまして、これは派遣先での報酬はございせんが、現地の生活費ということで月おおむね3万円程度支給されてございます。また、健康管理手当として、これは年額一時金、これも約3万円支給されているところでございます。

また、もう一つのREXプログラム、いわゆる教員の派遣でございまして、これは派遣先からは一切支給がないというふうになってございます。

○阿部富雄委員 そうすると、低いから、高いからという判断は、現在派遣されている職員が自分の今の給与に対して、年額に対して、向こうの派遣先でもらう分との差を補てんするという、こういう考え方ですか。向こうの物価であるとか、賃金水準であるとか、そういうものは一切考慮されないで、今の自分の年額報酬が幾らになっているか、その差額が補てんされるという、そういう考え方に立っていいのでしょうか。

それから、各種手当については、JICAの部分だけでそういうことなのでしょうか。県独自で、例えばソウル、北東北三県・北海道事務所だとか、そういうところなどにも派遣はしているわけですよね。そういうところについての手当というのはどういうふうな状況になっているのですか。

○小原総務部副部長兼総務室長 まず、補てんですけれども、現地の物価水準ではなく、まさに現在の職に対してどのぐらい差があるかという意味での補てんでございます。現状は、今現在、派遣はすべて派遣先での支給実績がありませんから、県で全額払っている。次に、県での支給に対して何か特別な手当を支給しているのかという趣旨と理解しましたけれども、いわゆる通常の給料月額に期末手当等の一般的な諸手当を支給しておりまして、外国にいるということをもっての特別な手当というものは支給してございません。

また、北東北三県等でございまして、北東北三県に派遣されている職員に対しても特別な

手当はございません。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○関根敏伸委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。渡辺幸貫委員は、所用のため、欠席されるとのことでございますので、御了承願います。

また、執行部より議案第24号の審査に関する追加資料の提出の申し出がありました。お手元に配付してありますので、御了承願います。

審査を続行いたします。次に、議案第16号岩手県県税条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫税務課総括課長 議案第16号岩手県県税条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。議案(その2)の4ページをお開き願います。なお、改正内容につきましては、便宜、お手元に配付しております条例案要綱によりまして御説明申し上げます。

まず、要綱第1改正の趣旨及び第2の条例案の内容であります。法人の県民税法人税割の税率の特例措置の期間を5年間延長しようとするものであります。

県民税法人税割の税率につきましては、岩手県県税条例本則において5%と定めているところでございますが、一部の法人について、平成23年1月31日までに終了する事業年度を対象といたしまして5.8%の税率とする特例措置、いわゆる超過課税を実施しているところでございます。この超過課税による税収につきましては、これまで岩手県総合計画の諸施策を推進するための貴重な財源として活用してきたところでございますが、本県財政はなお深刻な財源不足が見込まれる状況にあるところであり、今後におきましても、新たな長期計画であるいわて県民計画における諸施策の推進を図っていく必要がありますことから、今回この特例措置にかかる期間をさらに5年間、具体的には平成28年1月31日までに終了する事業年度まで延長しようとするものでございます。

次に、第3の施行期日であります。平成23年2月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○阿部富雄委員 提案理由の説明、特例措置の期間を延長するということですが、何かすんなり腑に落ちないのですね。というのは、今、国では国際競争力を強化しなければならないとか、成長戦略をつくり上げるという、その前提は法人税の引き下げだと、こういうことで方針をずらしたわけですよ。

そこで、国のこの法人税減税に向けた動向をどのように把握されているのかということをお尋ねしたいと思います。

県が一方的に延長するというのではなくて、おそらく産業界、税金を払っている方々からも意見を聞いていると思いますけれども、こういった産業界の意向というのはどのように把握されているのでしょうか。

それから、もう一つは、県の諸施策に充当しているということですが、確かに財源がないからそういうことになるかもしれませんが、法人税を超過課税するという場合には、それに見合うような使い道をやっていくということが必要ではないかと思うわけです。

したがって、産業振興のために超過税収分は充てるとか、そういう目的を示さないと、産業界にはなかなか理解していただけないのではないかなというふうに思いますけれども、その辺についてはどのように判断されているのでしょうか。

○八重樫税務課総括課長 現在国のほうで、法人課税の実効税率についての議論がなされていることは承知しております。委員が御指摘の法人税の5%の引き下げについても、今後政府税制調査会を初めとしたところで議論がなされていくと承知しております。

この法人税の議論は、まさに法人課税の実効税率ということで、実質的な税率負担の議論をしているものと承知しておりますので、今回御提案をしております県民税法人税割につきましても、法人税額を課税標準として採用しておりますことから、法人税率が引き下げられた場合には法人税額は減少することとなり、結果として法人税割も引き下げられるというふうになるものでございまして、今後の税制改正の議論を注視してまいりたいと考えております。

さらに、県内の産業界の意向ということでございまして、企業に超過の課税をお願いするものでございますので、当然に、事前に県の法人会連合会を初め中小企業団体中央会等に、今回の超過課税の延長の理由、あるいはその目的等々について御説明を行い、事前に周知を行った上で業界の意見を徴したところでございまして、先ほど委員のお話にもありましたとおり、まさに使途といたしまして県の総合計画諸施策に充当していくところでございまして、特にも企業の超過課税であることにかんがみまして、いわて県民計画の産業、雇用にかかる諸施策の財源として重点的に活用しようと考えているものでございまして、経済が縮小していく中でも税収をふやしていくためには、県民所得の向上や産業振興施策の推進が喫緊の課題でございますので、特にもこの超過課税分は産業振興にかかる諸施策に活用したいということをお申し上げ、そうした県内の業界団体からも、それであればという

ことで、特段の延長反対の意見等は承らなかったところでございます。

○高橋昌造委員 1点だけ確認しますが、平成21年度の決算で、超過課税による額と、それから地方交付税の算入上の影響額等差額がもしわかればどのぐらいになるのか、お示し願いたいと思います。

○八重樫税務課総括課長 平成21年度の超過課税額でございますが、3億719万9,000円の決算になっているものでございます。地方交付税での措置といいますか、交付税での補てん分というふうな御趣旨でございますか。

○高橋昌造委員 基準財政収入額の関係で。

○八重樫税務課総括課長 これは超過課税でございますので、特に減収補てん措置等があるものではございませんので、このまま基準財政収入額に算定をされまして、地方交付税が算定されてくるものでございます。

○高橋昌造委員 それでは確認ですけれども、超過課税の分については地方交付税でも算入されるということですよね。基準財政収入額に見てもらえるということですか。そこをちょっと確認させていただきます。

○八矢予算調製課総括課長 結論を言いますと、基準財政収入額にはカウントがされないということございまして、基準財政需要額と収入の差額が地方交付税ということですが、収入にカウントされると、その分、自前の税収が多くなって地方交付税で来るのが減るということになります。算定外ということですので、この超過課税することによって地方交付税が減るということはないということでございます。

○高橋昌造委員 わかりました。それで、先ほど阿部富雄委員からの質問の中にもあったのですが、いずれこの法人税の関係も含めていろいろ議論があるわけですが、その議論を踏まえて、今回はそういった制限税率まで超過課税をやられたと思うのですが、もう一度確認の意味でお聞きしますが、ただ延長するのではなく、これからの景気対策とか、法人、中小企業を含めたそういった対策を税務行政の立場からも考えていかなければならないと思うのですが、今回の期間延長はそのとおりでいいのですが、今後、その取り組みについてどのように考えていくか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○菅野総務部長 委員、御指摘のとおり、国において法人税額の実効税率をどう将来的にコントロールしていくか、それを受けての成長戦略をどう描いていくかという議論がされているところでございます。当然、法人税が動きますと、先ほどお話がありました交付税の原資にも影響を与えるということで、地方財政に与える影響も非常に大きいものがございますし、また一方で、経済活性化に伴ってのいろいろな波及効果もあるということでございますので、そういった国の動向、それから地方財政に与える影響、それに対して国が地方財政に対してどのような措置を行うかとか、いろいろな多面的な要素を検討しながら、県として必要な財源をどのように賄っていくかということも含めながら検討してまいりたいと考えております。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 23 号風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○森本警務部長 議案第 23 号風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。議案につきましては、議案（その 2）の 40 ページをお開き願います。なお、内容につきましては、便宜お手元に配付しております条例案要綱により御説明申し上げます。

初めに、条例改正の趣旨であります。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令が本年 7 月 9 日に公表されたところであり、出会い系喫茶営業が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律上の店舗型性風俗特殊営業として新たに規制の対象とすることになりました。

なお、出会い系喫茶営業とは、専ら面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、店舗内においてその者が異性の姿態等を見てした面会の申し込みを当該異性に取り次ぐこと等により異性を紹介する営業と定義づけられており、今日まで岩手県内には同営業は存在いたしません。

次に、改正条例案の内容についてですが、一つ目としまして、営業禁止地域の指定についてであります。条例案第 12 条において、店舗型性風俗特殊営業は、その営業区分に応じて営業禁止地域を定めておりますが、出会い系喫茶営業の実態は、性を売り物とする形態となっていることなどから、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するためにも、県内全域において営業を禁止する必要があると認めたものであります。

二つ目は、広告又は宣伝を制限すべき地域の指定等についてであります。広告又は宣伝を制限すべき地域につきましては、営業形態がほぼ同一である店舗型電話異性紹介営業との整合性を考慮し、県内全域を指定するものであります。

施行期日につきましては、政令の施行日に合わせ、平成 23 年 1 月 1 日とするものであります。

以上で、議案第 23 号に関する説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 24 号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○紺野法務学事課総括課長 議案第 24 号財産の取得に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。議案（その 2）の 42 ページをお開き願います。

本議案につきましては、財産の取得に関しまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定によりまして議会の議決を求めようとするものであります。

次に、取得しようとする財産につきまして御説明申し上げます。財産を取得する目的につきましては、行政情報の処理の用に供するため、種別は備品、名称及び数量につきましては、職員一人 1 台端末として利用するパーソナルコンピューター 1,051 台で、取得予定価格は 9,523 万 5,000 円、取得の方法は買い入れで、太平工業株式会社から取得しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野共委員 きこのうの質疑の中でもありましたけれども、契約価格ですか、9,523 万 5,000 円、1,051 台、これは確かに、きこのうの質疑の中でもありましたけれども、1 台 9 万 613 円。私、これ、単純に高いような気がするのですね。きこのうの質疑の中でもありましたけれども、振興局ごとに入札をしてやるべきではないかという質問に対して、部長の答弁ではスケールメリットを發揮させたいというような話をしていましたけれども、これでスケールメリット、發揮しているのでしょうかというのが単純に思うわけです。先ほど当局から出てきたスペックを見たのですが、このスペックの内容ですけれども、例えばこれスペック、だれが提案してきたのかとか、ほかの自治体とかほかの県でどういうスペックのパソコンを使っているのかとか、このスペックの基準をどのように判断したのかというのを参考までに聞かせてください。

○紺野法務学事課総括課長 スペックの決定につきましては、外部有識者を含めます技術

的審査委員会によりまして、過剰なスペックにならないようにということで御意見を賜りまして決定したものでございます。

○小野共委員 もう一つ突っ込んで聞きますと、ではその外部の委員会というのはどういう人たちが入っているのですか。

○紺野法務学事課総括課長 3名おりまして、1名は地元国立大学の情報システムを専門としている先生、及びもう1名は当課の行政情報の担当課長、この者につきましては、民間からの登用でございまして、従前情報システムを担当していたという経緯がございます。もう一人は、入札等の公平性を確保するという観点から、出納局の担当の課長をお願いして、計3名でスペック等を決定しているところでございます。

○五日市王委員 今回対象となるのは、きのうの質問では、県庁と盛岡広域振興局ということでありますけれども、今後こういった買いかえの需要があるのかどうか。そして一人1台体制というのはこういった形になるのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○紺野法務学事課総括課長 一人1台端末の状況につきましては、計4,636台が一人1台端末として職員で使用されているものでございます。

さらには、今後の調達計画につきましては、ウィンドウズXPが平成26年でサポート期間が終わるということを見越して、今後25年までの間に毎年1,050台程度を計画的に調達するものでございます。

○五日市王委員 そうしますと、あと1,000台ずつ3年間ということですよ、来年度以降。そうなる恐らく、いわゆる県北広域振興局だとか沿岸広域振興局だとか、あと県南広域振興局ですね、順次買いかえていくということになると思うのですが、そういった場合も、調達方法というか、入札の仕方ですね、例えばまた、本庁一括になるのか、それとも広域振興局の中で対応するのか、その辺はどういった考えでしょうか。

○紺野法務学事課総括課長 調達につきましては、原則は一般競争入札ということで、今回も一般競争入札でございます。地域は限定しておりませんが、これは岩手県は当然ですし、全世界にWTOの調達の公告もいたしまして、広く入札を呼びかけてございますので、地域の別を問わず参加をいただくという方式で、公平性、あとは調達価格の低額性を確保するというところで調達を図ろうとしてございます。

○五日市王委員 私もきのうの斉藤信議員の質疑ではないのですが、その地域で使う分は地域で調達をするという意見には、物すごく賛成なのです。これに限らず、備品であるとか、消耗品であるとかはその圏域にお金が落ちるような方法をとっていただきたいということは恐らく皆さん同じ思いだと思うのです。現実的にそこにそういった企業があるかないかということも当然あると思うのですが、何とかそういうものに配慮した調達の仕方ができないものなのでしょうか。

○菅野総務部長 おっしゃるとおり、県内でいわゆる資金が循環するといいますか、それが県内の産業振興に非常に重要なことだと思っております。前回カラーテレビ、いわゆる液晶テレビを導入させていただいたときは、あれはたまたま国の交付金制度がございまして、

特に地域産業の振興に特段の配慮を必要とするという、国からの制度設計がそうになっておりましたので、県としても同じ思いでやらせていただいたのですが、ただちょっとこの問題につきましても、実は関税および貿易に関する一般協定におきまして、内外無差別という法的な縛りがございます。ある一定以上の役務の提供を行う場合においては、国及び地方公共団体は国際協定によりまして国際入札に付きなければならないという国際協定がございませう。実は、この規模になりますとこの協定に該当いたしまして、それを行わないと、何と申しますか、国際協定違反になるという問題もございまして、そういった点を含めながら、こういう入札制度にせざるを得なかったということがございます。

したがって、そういう制度の求めるところを勘案しながら、また一方で私どもの思いを生かしながら、備品等調達の方法を講じていかなければならないという点もございませうので、そこだけは何とか御理解をちょうだいできればと思います。

○高橋昌造委員 今の部長の答弁をお聞きしていると、それでは、地元で調達できるように創意工夫したらどうなのですか。それこそ、今地元の中小企業が大変なときに、グローバルの話ではない、地元でどうしたらうまく調達ができるということは考えることができないのですかね。これはちょっと納得がいかないというか、私はそのところをもう少し丁寧な御説明をいただきたいと思います。

○菅野総務部長 趣旨は、そういった制度の制約がありながら、私どもとしてできるものについては最大限そのように努力させていただくという趣旨で申し上げたわけでございまして、ただ一方で、そういう国際協定の縛りのあるものもありますので、その辺については、やはりどうしても従わざるを得ないところもありますが、それ以外のもの等につきましても、先ほど申し上げました液晶テレビの入札等に行いましたとおり、極力県内で資金が循環するよう、地元でそういった調達が図られますよう、私どもとしても最大限努力いたしていきたいと思っております。

○高橋昌造委員 もっとわかりやすく言うのであれば、発注の仕方の問題だと思うのですよね。何もここで国際協定の縛りがどうのこうのと、それに該当しないように工夫ができないのか。また、ルール上、そのようにやらなければならないというのであれば、私はこれ以上頑張らないのですが、できるのであれば、そういう対応をしたらどうなのかということなのです。何も、皆さんは、こういうあれでも予算をとって、そして予算計上して議会の議決を経て、そして今度は入札にかけると。そのときに、これを地元で何とかというような考え方はできないものかということですよ。

今のルールであれば、これはもう、この金額であれば当然、国際協定の縛りがかかるというのは、総務部長から言われなくてもわかりますよ、それは。それを皆さんが考えて、振興局単位、またはもっと狭めてもいいわけですからね。今の発注ですから、もっと早くやる方法、分けてできると思うのですよ。だから、今はもう既に終わってしまったので、これは仮契約を当然交わされていると思うのであれなのですが、私は、県当局ももう少し地元で配慮した対応をですね、この機会に総務部長から、そういうことから今後も、調達に当たっては

そういうことをしっかり考えていくというお答えをもらえなければ、これは納得いきませんよ。

○菅野総務部長 おっしゃるとおりでございます。制度下で私どもとして何ができるかというのは常日ごろ考えてございます。幸い、今回の入札においては、盛岡市に本店を有する地元企業が落札したところでございます。こういう成果も出てございますが、いずれ、制度の中で私どもとして何がやれるかということについてはしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○千葉伝委員 入札とかいろいろの問題もあろうかと思いますが、いずれ、職員1人1台の時代と、こういうことで、もちろん情報の時代ですから、私は、ぜひ必要なツールだと思っています。問題は、この使い方ということで、いずれ一番問題になるのが、プライバシー、個人情報、そういったものがこのコンピューターによって管理されると。個々のところとかいろいろな事業の関係、あるいはメールとか、いろいろあるわけです。そういったあたりで一番気になるのは、そういったものの適正な使い方ということで、県職員一人一人がしっかりとした考え方をやってやらないと、後でこういうことがあった、ごめんなさい、今後こういうことがないようにということで、ついこの間も別な使い方をしたという例もあるわけです。

お聞きしたいのは、そういったことへの職員の使い方マニュアルとして、もし個人情報が漏れたりとか何かした場合、個人に対して何らかの規定、罰則とか、そこまで厳しいようなやり方をしているかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○紺野法務学事課総括課長 一人1台端末を含めます県の情報セキュリティーにつきましては、岩手県情報セキュリティーポリシーという、情報に関する、また端末に関する使用方法の留意事項、厳守事項を定めまして、これを所属長を初め、県全体として守っていこうと、そういう順守事項を持っております。

また、この間の問題もあったわけでございます。あの当該事案につきまして、自宅で本来非常に情報流出が懸念されますソフトを使ったという事案でございましたけれども、県の情報システムにおいては、仮に新たにソフトを入れても使えないような、フィルタリング等を講じまして、情報が流出しないような、システム上の取り組みをしております。

また、それに対する違反事項への対応ということですが、今回は行政内部での使用方法ではございませんでしたので、私どものほうとすれば、仮にそのような使い方がもしもあったとすれば大変な事態になりますので、これに対しては、私どものほうで昨日の10時から全職員を対象といたしまして職員研修を実施したところでございます。

○千葉伝委員 いずれ、どういう格好でですね、こういったことが漏れたりなんかというのは、結構、新聞等にもちょくちょく出ますし、そういったことをやっても起こっているというふうには私は思うのです。ですから、適正な管理というのが最も求められると私は思いますので、しっかりとそういったことを徹底していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、議案の審査を終わります。

次に、発議案第1号みんなで取り組む防災活動促進条例を議題といたします。

それでは、皆さんに御説明をいたします。この条例検討の座長は中平均議員でありますため、条例案の説明は中平均議員を考えておりますが、商工文教委員会であるため、審議の状況によっては当委員会に出席することはできない、このように考えております。

現在、書記を商工文教委員会へ状況確認に向かわせているところでございますが、もし中平均議員が審議中の場合は、菅原一敏議員にお願いをすることにしたいと考えておりますので、暫時お待ちいただきたいと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 この際、暫時、休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○関根敏伸委員長 再開いたします。

これより発議案第1号の審査に入るわけではありますが、審査の準備が整わない状況でございますので、恐れ入りますが、この際発言を先行して行いたいというふうに思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 では、そのようにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この際、執行部から岩手県過疎地域自立促進方針等について発言を求められておりますので、これを許します。

○佐々木政策地域部副部長兼地域振興室長 それでは、岩手県過疎地域自立促進方針等について御説明申し上げます。

この方針につきましては、さきの委員会においてその概要について御説明したところでございますが、その後、方針について知事決裁を経て、それを受けて各市町村で議決に至っ

た状況がございますので、改めましてその状況について、法律等を含めて御説明申し上げるものでございます。

それでは、資料に従い御説明いたします。まず一つは、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律でございますが、これは、本年の3月10日に議員立法ということで可決されまして、既に4月1日から施行されてございます。

過疎地域自立促進特別措置法の期限延長ということで、これまでは4回にわたり10年、10年、10年と40年間繰り返されてきたわけですけれども、今回は6年間の延長ということで、平成28年3月31日まででございます。

それから、過疎地域の要件の追加ということで、全国で新たに58団体が追加されたと。そのうち、岩手県は7団体ということで、全国で突出してふえたということでございます。

これにつきましては、方針の概要の次のページの地図がございまして、ここで黄色の線で横線と縦線を交えた釜石、大槌、山田、普代、洋野、九戸、岩手の各市町村の7つが追加されたというふうなことでございます。

次に、また最初の資料に戻りますけれども、今回の過疎地域自立促進のための特別措置の追加の目玉ということでは、これまでは過疎地域の起こすことのできる過疎対策債が、これまではハードだけだったのが、いわゆるソフト事業についても拡充されたというふうなことで、特にも市町村で基金を積み立てて、例えば医師の奨学生を育成するための基金等について充当が可能だというふうなことで、そのような特別措置が追加されたということでございます。

これを受けまして、岩手県では過疎自立促進方針を打ち立てたところでございます。これにつきましては、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域の自立促進というのはそれぞれの市町村が独自で打ち立てる計画なわけですので、そのための県の方針を示すものというふうなことでこの箱書きの中に記させていただきました。

過疎市町村の自立促進に向けた基本的方向性を示すとともに、岩手県としての過疎地域自立促進計画を策定する際の指針となるものというふうなことでございます。

今般策定いたしましたいわて県民計画との関係で見ますと、県民計画の長期ビジョンの中に第6章として地域振興の展開方向ということで、県北・沿岸圏域及び過疎地域等の振興という題の章が設けてございます。これを受けて、県の過疎地域自立促進方針を県の過疎対策の大綱として定めたところでございます。

期間は、先ほど申し上げましたとおり、6年間というふうなことでございます。

それでは、次のページの4番のところでございます。方針策定に向けた動きということで、県のほうでは、原案を7月1日から28日までパブリックコメントを実施いたしました。その後、総務省、農林水産省、国土交通省に事前協議を試みまして、8月27日に国からの同意を得て、同日に知事決裁を経たところでございます。そして即日、この旨を各関係過疎市町村に通知いたしました。それを受けて過疎地域市町村におきましては、それぞれ計画と県の方針との整合性を確認しつつ、各市町村におきまして過疎地域自立促進計画を策定いた

しました。そして、この欄にございますように、過疎地域市町村 23 市町村のうち、葛巻町、軽米町を除く 21 市町村で 9 月定例議会で市町村計画を議決したところでございますし、軽米町は 9 月 24 日の臨時議会で議決いたしました。

なお、葛巻町は臨時議会、10 月以降、開会予定ということでしたが、本日、電話で確認したところ、11 月 24 日の予定と聞いてございます。これは、葛巻町においては十分、今月いっぱいかけて町民から再度パブリックコメントというか、さまざまな意見をいただきたいと、その上で議会に諮りたいということで、葛巻町としては、11 月 24 日に議決の予定だということですので。

なお、今年度の過疎債の事業の立て方につきましては、12 月のヒアリングが第 1 回目なので、そこまでに議決を経れば有効であるというふうなことを総務省の過疎対策室のほうから伺ってございますので、おくれる市町村にあつては、その旨をあらかじめ連絡しているところでございます。

以上が、スケジュールを含めたこれまでの取り組みの概要でございます。

それから、2 枚目の過疎自立促進方針の概要につきましては、これまで数度にわたり各委員のほうには御説明を申し上げましたので、特段、私のほうからはこの場で説明する内容はないわけですが、いずれ今回、広域振興局が新たにできたということで、それぞれの市町村の過疎計画を策定する場合には、広域振興局の職員にも参加していただいて、より広域的な観点から、その市町村の内外から見て何が問題で何をどうすればいいのかと、そのための有効なソフト事業は何なのかというふうなことを、市町村、県職員合わせて考えながら計画を打ち立ててきたということが大きな特徴になろうかと思っております。

以上で説明を終わります。

○関根敏伸委員長 この際、何かありませんか。

○高橋昌造委員 第 1 点目、集中改革プランの取り組み状況について。これは平成 17 年の 4 月からスタートしているわけですが、定員の管理とか給与の適正化、それから民間委託の推進等、今どのような取り組みになっているのか、ひとつお知らせをいただきます。

○小原総務部副部長兼総務室長 集中改革プランでございますけれども、これにつきましては本県、これまで、いわゆる職員給与の抑制なり、あるいは定員抑制といったような点でもって進めてきたところでございます。具体的に平成 21 年度の取り組みについて申し上げますと、まず、歳入確保としましては、県有未利用資産等の活用ということで約 7,500 万円、また事務事業評価に基づく廃止、中止、それらにつきましては 39 事業、約 26 億円、また徹底した歳出の見直しといたしまして、総人件費の抑制でおよそ 34 億円、補助金の見直しで約 14 億円など進めてきているところでございます。職員体制につきましては、いわゆる知事部局 4,000 人体制を目指して縮減に取り組んできているところでございまして、おおむね 5,000 人程度であったものが、今現在、ほぼ 4,000 人程度といったような状況でございます。

○高橋昌造委員 ありがとうございます。今、財政の健全化のことで、調べてみると 47 都

道府県で将来負担比率が 300%を超えているのは二つだと。その中に岩手が入っているということなのですが、それでお聞きしたいのは、基礎的財政収支の黒字化、これについては、聞くたびに目標があれなんです、財政健全化の一番大事なところだと思うので明確な目標を、このようにして黒字化をして、何年度に実現していくということを、ここでもし示せるのであれば示していただきたいと思います。

○八矢予算調製課総括課長 現在、県としての目標を持っているわけではございません。歳入につきまして、どうしても臨時財政対策債に左右されるというところがございますので、県として管理可能な地方債の部分をしっかりと低減させていくということで、臨時財政対策債につきましては地方交付税の振りかわりということで、地方交付税で幾ら、臨時財政対策債で幾らの割り当てになるかという決定権限がそもそも本県にはないということもございまして、プライマリーバランス単体を目標とした設定自体、県として設定するのはなかなか難しいと考えているところでございます。

○高橋昌造委員 そうすると、長期的な計画の中でも、この黒字化を示していくのはなかなか難しいということですね。そういうことでよろしいのですか。はい、わかりました。

次に県税の関係でございしますが、ここ 3 年間ぐらいの県税の徴収率の推移と、それから収入未済額、不納欠損額、これらのここ 3 年ぐらいの推移、どのような状況になっているのか、ちょっとお示し願いたいと思います。

○八重樫税務課総括課長 まず収入ぐあい、徴収率の推移でございしますが、ここ 3 カ年度で申し上げますと、平成 19 年度が 97.8%、平成 20 年度が 97.36%、平成 21 年度が 96.85% となっております。

続きまして、収入未済額の推移でございします。収入未済額につきましては、平成 19 年度が 27 億 2,300 万円余、平成 20 年度が 31 億 4,800 万円余、平成 21 年度が 33 億 400 万円余 となっております。

不納欠損額の状況でございしますが、少々お待ちください。大変失礼いたしました。平成 21 年度の不納欠損処分額が 1 億 3,290 万 7,000 円、平成 20 年度の不納欠損額が 2 億 1,398 万 3,000 円という状況でございします。

○高橋昌造委員 県税の関係で、今、徴収率も毎年度下がってきている。今お聞きすると、平成 21 年度は 96.85%と、それから収入未済額も 33 億 400 万円ということなのですが、いずれ今後、徴収に努力なされているのはわかるのですが、特にも市町村との連携の関係で、住民税の賦課とか徴収は市町村なのだということなのですが、やはり県も一体となってこの住民税の徴収努力に取り組まなければ、もう 33 億円ですね、今は 1,000 億円を割る県税の税收の中で 33 億円というのは本当に大きな金額だと思うのです。だから、今後、私は、市町村と県とが徴収率向上のために今まで以上に連携して取り組んでいかなければならないと思いますが、今後どのような姿勢で取り組まれるか、お伺いいたします。

○八重樫税務課総括課長 ただいま高橋委員から御指摘のありましたとおり、平成 21 年度の収入未済額で申し上げますと、33 億 400 万円余のうち、個人県民税の収入未済額は 22 億

600万円余ということで、およそ3分の2が個人県民税、市町村が賦課徴収を行っている分ということになっておりまして、一方で県が徴収しております法人事業税、不動産取得税等については、前年に比較して収入未済額が減っている税目もございますので、委員がおっしゃいますとおり、今後個人県民税の徴収対策が収入未済額の縮減や徴収率の向上にとって極めて重要と考えておりまして、今年度、税務課には今、滞納整理機構ということで市町村からの派遣職員も含めて市町村と一体となった徴収、滞納整理に当たっているわけですが、今回広域振興局がスタートしましたので、各広域振興局においても市町村と連絡調整を図りながら、徴収対策会議ですとか、あるいは滞納処分研修等を実施して、その個人県民税の収入未済額の縮減対策に努めているところでございますので、委員御指摘の点も踏まえまして、なお一層、市町村と連携して、今後個人県民税徴収対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○関根敏伸委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかになければ、発議案の審査を再開いたします。

この際、暫時、休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○関根敏伸委員長 再開いたします。

この際、菅原議員から、発議案第1号みんなで取り組む防災活動促進条例についての説明を求めます。

○菅原一敏議員 それでは、発議案第1号みんなで取り組む防災活動促進条例について御説明をいたします。この発議案は、各党派共同提案の政策的委員提案条例として提案されたものでありますが、各党派の代表による検討会の中平均座長にかわりまして、私から本案について御説明を申し上げます。

それでは、便宜お手元に配付しております条例案要綱により説明をさせていただきます。

まず、第1に制定の趣旨でございますけれども、この趣旨につきましては、昨日の本会議におきまして提案者から説明があったわけでございますので省略をしたいと思いますけれども、条例の前文におきまして、この制定の趣旨、制定の背景、こういうことについて定めているところでございます。

次に、第2の条例案の内容でございますけれども、まず、1は目的でございます。自発的な防災活動の促進を図ることで、これによって災害に強い地域社会づくりを目指すということを目的としているところでございます。

次に、3ですが、これは、第3条の関係になりますけれども、防災対策の基本理念を定めているところでございまして、第1項においては、県民がみずからを災害から守る自助、地域において県民、自主防災組織等及び事業者、以下県民等と言いかえまして、が助け合う共助並びに県及び市町村が行う公助、この三つを基本として防災対策を行うということをま

ず基本理念の一つとして定めているところでございます。

それから、第2項でございますが、自助の意識を高揚しつつ、共助を尊重する社会的機運を醸成しながら県民等、市町村及び県が相互に連携・協力する、こういうことを2つ目の基本理念として定めているところでございます。

次に、この4から7まででございますが、第4条から第7条までにつきましては、関係者の責務、役割、これを定めているところでございます。

第4条においては県民の責務を定めております。第5条においては自主防災組織等及び事業者の責務を定めております。

第6条においては県の責務を定めております。

第7条においては市町村の役割について定めているところでございます。それぞれこの責務、役割につきましては、一般的な責務、役割、これを自助、共助、公助それぞれの立場から定めているところでございます。

次に、8から次ページの10まででございますけれども、防災の備えについて、第8条から第10条まで定めているところでございます。

第8条につきましては、県民のとるべき災害への備えについて定めているところでございまして、第1項から第5項まで、それぞれ備えるべき項目を例示をしながら定めているところでございます。

ページを返していただきまして、2ページの9番でございますが、これは第9条の関係でございますが、自主防災組織等の災害への備え、これを定めているところでございます。

それから、第10条関係といたしましては、事業者の災害への備え、特に事業継続計画を作成しておくよう努めるということを定めているところでございます。

次に、第11条と第12条でございますが、災害時の行動について定めているところでございます。第11条については、県民のとるべき災害時の行動、そして第12条については、自主防災組織及び事業者の災害時の行動、これをそれぞれ定めているところでございます。

第13条の関係でございますが、ここは県による県民等の防災活動への支援について定めているところでございます。第1号から第6号までそれぞれ例示してありますけれども、自助、共助を促進するために必要と思われる県の支援の内容について定めているところでございます。

第15条、第16条は、それぞれ県の対応として実施状況の公表、財政上の措置について定めているところでございます。

附則でございますが、平成23年4月1日から施行する。ただし、第15条の規定、これは実施状況の公表についてでございますが、これについては平成23年度の施策から適用するというので、県民に周知をするための期間として半年ほど必要な期間ということにとりまして、来年の4月1日から施行するというように定めたところでございます。

3ページには、参考資料として、みんなで取り組む防災活動促進条例案の概念図をおつけしてありますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○木村幸弘委員 私のほうからは、今回の防災活動促進条例については、検討会の初期の過程の中で私も参画させていただいた経過がありますから、基本的にはこの条例の方向性や、あるいは考え方に異論を挟むものではありませんが、ただ、条文を具体的に、この間、検討されてきた中で2点ほどちょっと確認の意味で質問させてほしいのですが、一つは第2条の第1項、いわゆる災害として定義づけられたそれぞれの災害の関係ですが、後段の最後の大規模な火事により生ずる被害及びこの火事という字句について、火災ということではなかったのかというふうに私は思っているのですが、字句の意味するところと、あるいはもし誤字であれば、その修正を含めて検討する必要があるのではないかなということをやっと指摘をし、あるいは火事で表記をしたということであれば、その考え方なりを御説明いただければというところが1点。

それから2点目には、これは第9条の自主防災組織の関係になりますが、いわゆる災害時要援護者に関する情報を把握するということがあるわけでありまして。これは、検討会の初期の段階でも話題として、どこまで自主防災組織が対応にかかわれるかという部分の中で、いわゆる個人情報保護法との関係性から、どういうふうにこの要援護者に対する情報というものを防災組織が把握をしていくのか、あるいはその把握をするためにはこの個人情報保護法との関係性をどう整理をつけるかという部分の考え方がやはりきちんとされていなければならないのではないかと思うのですけれども、そういう意味で第12条の情報収集にかかわる部分の表現であるとか、それから県の役割、第14条ですね、いわゆる防災組織を支援するための体制整備に災害時要援護者の避難の支援に関する計画について、こうした助言や必要な支援を行うということになっているわけですが、そうした点で県の自主防災組織等の要援護者に対する支援の体制のあり方として、公的な部分をどのように考えながらバックアップしていくようなことになるのか、その点について質問させていただきたいと思います。

○菅原一敏議員 まず、定義の部分でございますけれども、第2条の1号で災害についての定義をしているところです。さまざまな議論があったわけでございますけれども、すべての災害を対象とする防災対策について定めましょうということがそもそもの出発点でありますので、当然ながら本県の特性といたしますか、雪に対する災害等もあるわけですので、豪雪というものも入れましたし、火災、火事、御指摘がありました、火事についても含める、対象とするというふうに検討したところでございます。

火事なのか、火災なのかというところでございますが、特に災害関係の使い方として、きちんとした定義はないというふうに私も承知しておりますが、火事そのもの、それ以外の災害についてはすべて網羅してありますので、火災ということではなくて火事ということに着目したといたしますか、火事そのものを対象にする。火災ということになりますと、これははっきりとしたことは私も理解しておりませんが、火事による災害、火事を含む災害、

さまざま範囲が広がるのかなというふうに思うのですが、いずれ火事の大規模なものというところでこういう定義を入れたということで、火災、火事の使い分け、これについては正直に言ってないのですが、いずれ火事を対象に加えたということでございます。

それから、第14条の関係の災害時の要援護者の関係でございますが、個人情報保護との関係もあって、それらが実際に作成をする場合にはネックになるということが、予測できるわけでございますけれども、いずれ自主防災組織等がそういう資料をつくる場合においては、例えば民生委員の協力をもらうなど、さまざまな市等で管理している個人情報以外の方法によっても地域の実情からして把握できるのではないかとということが一つありますので、その点はそういうことでクリアできるのではないかとというふうに思っております。

そして、共助の大事な部分でございますので、県、それから市町村の支援ということでさまざまな要援護者の支援について取り組むということを書いているわけですから、任務、責務として、当然ながら、できる限りの要援護者支援について取り組まなければならないということでも十分だろうというふうに考えました。

○木村幸弘委員　それでは、県の表記のほうもちょっと確認したいと思いますが、県がさまざま定めている防災計画等において、こうした災害の表記というか記述として、火事の扱い方、その辺の整合性がとれていればいいですけども、その点について確認させてください。

また、いま一度、第9条並びに第14条絡みで県サイドとしてこういった要援護者等にかかる情報等の関連性をどのように考えているかということについてお伺いしたいと思っております。

○菅野総務部長　火事、火災の表現でございますが、これは基本的に災害対策基本法にも同様の記載がございまして、そういう法令の規定に従ったというのがその理由でございます。

それから、要援護者の関係でございますが、確かに委員御指摘のとおり、個人情報保護との調整というのは非常に大きな課題でございます。ただ、この場合については、御同意をいただいでその情報を収集した上で活用するということとなりますので、そういった、いわゆる災害時において要援護者の方々に適切な支援を行うために、そういう情報の収集は避けて通ることはできないところでございますので、こういう条例をつくっていただきまして、そういう必要性を県民の方々に御理解、同意をいただきながらそういうことに努めてまいりたいと思っております。そういうことでこの条例については、こういう情報収集ですとか、そういった体制整備の大きな力になるのではないかと考えております。

○阿部富雄委員　ちょっと不明な部分をお尋ねしたいのですが、第1条から事業者という言葉が出てくるわけですけども、この事業者という用語の意味というのはどういうふうに理解すればいいのか、これをまず第1点、お尋ねしたいと思いますし、それから第7条(後刻、「第8条」と訂正)で災害への備えということで、住民負担も少なからず求められるというものの中身について、これは努力規定ですから、やらなければやらなくてもいいということになるのだらうと思っておりますけれども、こういう住民負担が少なからずあることについては、県であるとか市町村の支援のかかわりではどのようになされるものというふうに検

討の中ではされてきたのでしょうか。

それから第 10 条の、事業者はということ、事業の継続又は早期の復旧のための計画、事業継続計画をつくるのだと、こういうふうに規定されているのですが、事業者というのはどうなのか、だれなのかということがわからないということもありますし、それから事業継続計画をだれがつくるのか、事業者がつくるということだから、果たしてつくることが可能なかどうか、そういう心配をしたわけですが、その点についてはどういうふうな議論がされたのでしょうか。

○菅原一敏議員 まず事業者の定義といえますか、意味ですが、一般的に、その区域内で何らかの事業を行っている者というふうに、ごく一般的な考え方で使っていると。個人の家庭でもない、会社、事業所、工場、そういうもの一切、何かしらの事業活動を営んでいる者という意味で事業者というふうに言っているわけですから、個人の商店等もあるいはそちらのほうに入るかもしれませんし、広い意味でその区域内で事業を営んでいるというふうに考えている。

それから災害への備え、これは第 8 条のことだろうと思うのですが、県民の災害への備えとしてさまざま努めるものとするという努力規定のこととございます。県民は、これは自助が基本でありますから、だれに言われるまでもなく、みずからの命を守るために取り組まなければならない備えがあるわけとございますが、その行動をとるためにふだんから備えておかなければならないこととして、第 1 項から第 5 項まで定めているわけとございますが、これに対する県、市町村の支援としては、県の支援のところ、第 13 条とございますけれども、県民等の防災活動への支援ということで、この県民の備えに対する支援をするための施策を講ずるものとするということで、ここできちっと書いて、さらに第 16 条においては財政上の措置まで書いているということで、十分これは担保されるものというふうに思っているところでございます。

それから、事業継続計画でございますが、これはこの条例に書くまでもなく、それぞれの企業が災害時においても事業を継続することができるようにふだんから備えておくということは、これは企業みずからの対応として必要なこととありますけれども、あえてここに共助としての位置づけも含めながら、事業の継続計画をつくるということを入れたところとございますけれども、共助の一層の推進を図るためにも、事業者はぜひとも事業継続計画をつくって備えておくことが必要だと、こういう考え方から入れ込んだということとございます。

○阿部富雄委員 わかりました。これ以上言うつもりはありませんけれども、ただ、県民の皆さんが、事業者というのは、今説明があったようにそれぞれの地域に存在する企業であれ、事業所であれ、商店であれ、これを指すのだという説明でありましたから、そうするとこの事業者の位置付けをちゃんと用語で定義していないと何のことだろうなというふうに思うのではないかなと私は心配をしたのですね。

それぞれの個々の商店なり、あるいは事業所なりが、災害が発生し、発生するおそれがあ

る場合は、事業継続計画をつくっていないければつくりなさいよと。これも努力規定ですから、つくらなければつくらなくてもいいということがあるかもしれませんが、果たしてこういうことが可能なのかなというふうに心配をしたものですからお聞きしました。

以上です。答弁は要りません。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって菅原議員の説明に対する質疑を終結いたします。菅原議員どうもありがとうございました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の審査を終わります。

最後に連絡事項でございますが、当委員会の全国調査につきましては、さきに通知いたしておりますとおり、11月9日から11月11日までの日程で実施いたしますので、御参加をお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。御苦勞さまでございました。